

平成19年第4回(6月)みなかみ町議会定例会会議録第2号

平成19年6月14日(木曜日)

議事日程 第2号

平成19年6月14日(木曜日) 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (23人)

1番	前田善成君	2番	阿部賢一君
3番	林一彦君	4番	山田庄一君
5番	河合生博君	6番	林喜美雄君
7番	原澤良輝君	8番	穂苺清一君
9番	島崎栄一君	10番	高橋市郎君
11番	久保秀雄君	12番	小野章一君
13番	中村正君	14番	鈴木幸久君
15番	河合幸雄君	16番	鈴木勲君
17番	森下直君	18番	根津公安君
19番	速水一浩君	20番	本多秀律君
21番	倉澤長男君	22番	阿部源三君
23番	傳田創司君		

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務職員の名

議会事務局長	林耕平	議事係長	林和也
書記	深代和恵		

説明のため出席した者

町長	鈴木和雄君	副町長	腰越孝夫君
収入役	大川浩一君	教育長	登坂義衛君
総務課長	鬼頭春二君	水上支所長	小野良一君
新治支所長	山賀晃男君	総合政策課長	林昭君
税務課長	林文博君	保健福祉課長	阿部一司君
環境課長	阿部正君	農政課長	阿部行雄君
観光商工課長	木村一夫君	地域整備課長	若桑一雄君
上下水道課長	鈴木初夫君	学校教育課長	石坂武君
生涯学習課長	宮下達男君		

開 議

午前9時開議

議 長（傳田創司君） みなさん、おはようございます。連日、大変にご苦労様でございます。
会議に入る前に申し上げます。室内の気温が大分上昇してくるかと思われまので、上着についてはご自由をお願いしたいと思います。

議 長（傳田創司君） ただ今の出席議員は、23名で定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおりであります。議事日程第2号により議事を進めます。

日程第1 一般質問

通告順序第3 3番 林 一彦 1. バイオ燃料による人に環境に優しい町づくりについて
2. みなかみ町の消防体制について

議 長（傳田創司君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問につきましては、7名の議員より通告がありました。

昨日、2名の方の質問がすでに終了しておりますので、5名の方より昨日に引き続き、順次、質問を許可いたします。

まず、3番林一彦君の質問を許可いたします。

（3番 林 一彦君登壇）

3 番（林 一彦君） 議長より許可を頂きましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問は バイオ燃料による人に、そして環境に優しい町づくりについてと、みなかみ町の消防体制についての2点でございます。

まず一問目です。

みなかみ町は観光と産業と農業を基幹とした町です。そして、水と森の防人宣言をし、森を育み生命を運ぶ利根川源流の町を謳っております。この宣言に沿った実践を行ってみたいかがでしょうか。

源流は利根川となり、みなかみ町より埼玉県～東京都～千葉県と流れ、太平洋にそそいでおります。首都圏の水瓶の水を廃油で汚さないように家庭・事業所・旅館などから廃食油を回収し、これをバイオディーゼル燃料に精製し、役場の公用車や給食配送車・スクールバス・トラクターなどに使用したらどうでしょうか。

バイオディーゼル燃料は、ディーゼルエンジン車に使用でき、排気ガスが軽油よりクリーンで二酸化炭素の排出抑制効果が期待出来る燃料で、廃油を固形にしてゴミとして捨てるのではなく再利用するため「環境にもやさしい」と言われております。

バイオディーゼル燃料の価格でございますが、玉村町の業者ですと廃油を持ち込めば、1リットル72円で精製してくれますので、現在の軽油価格より割安でありまして、経費

削減にもつながります。

また、みなかみ町は高齢化が進み、耕作放棄地が増え、この割合は日本でワーストの部類に入るそうなのですが、この耕作放棄地、荒れている田畑に地域ボランティアなどと連携して、「菜の花」を咲かせてみてはいかがでしょうか。

この種を絞り、天ぷら油として使い、廃油をまたバイオディーゼル燃料にし、農作業車などに使えば、資源循環型社会の構築の実践になり、「人に、環境にやさしい・みなかみ町」となると考えられますが町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

2点目は、みなかみ町の消防体制についてでございます。

みなかみ町消防団は一昨年の新町誕生に併せて新体制が確立し、現在消防団長以下10分団31部、総勢643名の団員数を誇る組織として生まれ変わりました。

団員の消防意識につきましても団長を始めとする役員皆様の努力のお陰で大変高まってきていると聞いており、毎年行われている消防ポンプ操法競技会におきましても素晴らしい成績を上げてきており、一町民として頼もしい限りでございます。

しかし、火災や災害は時と場所を選んでくれません。

新体制となりましたが、みなかみ町外に勤務している団員が多く、昼間の火災等に十分に機能を発揮出来ない危惧をおぼえます。

みなかみ町消防団は、3地区の方面隊により構成されておりますが、特に月夜野方面隊の消防団員におかれましては、町内勤務者118名、これに対しまして町外勤務者92名であります。約半数以上の団員が日中の災害に出動できない状況にあります。

実際に火災の時に消防団の詰め所に2名以上集まることが出来ず、消防自動車が出動できない事例がありました。

このような事例の対処策として、各地では消防団OBで構成する「消防予備隊」や「女性消防団」などを設置している自治体がありますけれども、わが町としてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議 長 (傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長 (鈴木和雄君) 林一彦議員から、バイオ燃料による人に環境に優しい町づくりとみなかみ町消防団体制について、ご質問を頂きました。

まず、最初にバイオ燃料による環境に優しい町づくりについてお答えいたします。

バイオ燃料とは、植物性の物質を利用して作られる自動車用の燃料のことであり、具体的には、木材等からエタノールやメタノール、食用油（菜種油）等からメチルエステルを作り、これを自動車用燃料として利用するものであります。

一口にバイオ燃料と言われますが、そのままエンジンで燃やしたり、化石燃料系のガソリンや軽油と混ぜて利用される等、いろいろな形態があります。

代表的なものは、バイオディーゼル燃料と、ガソリン代替のバイオエタノール、これはサトウキビやトウモロコシ等を発酵させて作るアルコールの一種で、ガソリンに混ぜて自動車燃料として使われているようでありましてけれども、何れも軽油やガソリンに一定割合を混ぜて使用されますが、原料の植物が生育期にCO₂（二酸化炭素）を吸収するために京都議定書では排出ゼロにカウントされるというメリットがあります。

林議員は、遊休農地などに、菜の花栽培で菜種油を精製して、家庭や旅館等からの廃食用油を回収してBDF化、いわゆるバイオマス燃料化を図って、資源循環型社会を構築すべきとのご提案でありますけれども、地球温暖化が議論される今日、まさに自治体の施策

として取り組むべき時代が来ているのかなと実感しているところでございます。

この取り組みが、町内で軽油代替燃料の製造を可能にし、加えて温暖化の原因であるCO₂の削減につながり、環境に対する町民意識の向上と、環境に配慮した町づくりのイメージアップにつながれば、町全体で取り組む意義は極めて大きいと思います。

そして、谷川連峰や利根川に代表されるように、自然豊かで環境にやさしい観光地づくりを標榜し、議員言われますように、「森を育み、生命を運ぶ利根川源流の町」の存在感・価値観を広めて行きたいと意を強くいたしているところでございます。

過去に、旧水上町では新エネルギービジョン策定の中で、「菜の花プロジェクト」導入の可能性を検討した経緯があり、このような中で様々な問題が提起をされまして、基礎的な資料もでございます。

また、猿ヶ京地区では、林議員をはじめ、猿ヶ京ネットワークの皆さんが独自に「菜の花エコプロジェクト」を立ち上げて、菜種油の精製、バイオマス燃料等の研究を行っていただいております。

ぜひとも引き続き取り組まれることを期待しておりますし、町といたしましてもしっかりと応援していききたいとこのように考えております。

そして、開会の挨拶でも申し上げましたように、残念ながら諸情勢から耕作放棄地や遊休農地の拡大が懸念されます。そこで、これら地権者のご協力を得まして、春には野山見渡す限りの菜の花畑で観光振興を図り、菜種の収穫からバイオマス燃料が確保できたら、まさに「資源循環型社会」の実現になると思います。

林一彦議員のご提案をこれからぜひとも行政としても前向きに検討していききたいというふうに考えておりますので、ぜひ今後は議会におきましても、産業観光建設常任委員会の皆さん方等にもご苦勞頂きまして、次のステップに進めたらいいなど、このように考えている次第であります。ぜひ、そういう一つの姿勢の中でこの問題に真剣に取り組んでいきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、みなかみ町消防団体制についてであります。

ご承知のように、行政の大義は住民の生命・財産を守ることですが、その第一線で活躍されているのは消防団の皆さんであります。

それぞれ生業を持つ傍ら、一旦、火災等で出動指令ができれば現場に急行し、消防団員としての崇高な業務に携わり、被害を最小限に食い止めてくれております。

現在、みなかみ町の消防体制は、みなかみ消防団と利根沼田広域消防西署・北署の緊密な連携の下で、その職責を果たしてくれております。

平素のご苦勞に心から敬意と感謝の意を表すところであります。

みなかみ町消防団は、林議員言われますように、3町村合併後、6ヶ月間の連合消防団を経まして、平成18年4月に発足しました。

分団数10、団員実数630名（定数は659名）で組織され、月夜野・水上・新治の旧3町村ごとに方面隊を構成しております。

地域防災の要として、極めて重要な役割を果たしている消防団ですが、全国的な傾向として、団員数の減少、団員の高齢化、サラリーマン団員の増加等の課題を抱えており、本町消防団も例外ではありません。合併前の3町村合計の団員実数は674名でしたが、合併による一部定数の変更もあり、現在は630名であります。

次に出動状況であります。特に昼間の火災は勤務地や仕事の関係から出動できない団員も多く、消火体制の確立について検討を要する時期に来ております。

まずは、団員の確保が第一であります。町内に居住する青年・若人に消防団のPRを行い、併せて会社や事業所、さらには家庭に理解と協力をお願いし、入団し易く、活動し易い環境作りに努力をしているところでございます。

また、消防団員が減少する中で、全国的に「男女共同参画社会」から女性消防団員が年々増加しております。

みなかみ町消防団には現在はありませんが、県内では6消防団に43名の女性消防団員が活躍中であります。昨年11月には、群馬県で全国女性消防団員活性化群馬大会が開催されました。本町では、女性消防団員の受入態勢は未整備でありますけれども、今後の検討課題にしたいとこのように考えております。

今日では、「自らの地域は自らで守る」を合言葉に、自主防災活動が叫ばれております。

一刻も早く初期消火を行うことが、被害を最小限に食い止める唯一の方法であり、地域住民の協力は欠かすことができません。現在も非常時には、区の役員さんを中心にご苦勞を頂いております。

また、消防署や地元分団により、地域住民に消火器、消火栓の訓練も行われております。

さらには、各行政区・地域住民の皆さんに、引き続き消防思想の普及と防災活動へのご支援とご協力をお願いしております。

林議員の言われますご提案等につきましては、まずは消防団役員、さらには消防委員会等で検討をしていきたいと、話し合いを持ちたいと、このように考えております。

今後とも、充実した消防体制の確立を図って、町民の負託に答えてまいりますので、よろしくご指導とお力添えをお願い申し上げます。

議 長 (傳田創司君) 3 番 林一彦君。

3 番 (林 一彦君) 再質問させていただきます。本当に有り難い答弁でありました。

一問目の再質問なのですが、この町には水上温泉郷ですとか、猿ヶ京三国温泉郷、月夜野にも上牧温泉など数多くの温泉がありまして、その恩恵を被った形で、やはり数多くの旅館や食堂があります。この事業所などに廃食油の提供を求めて、役場の本所ですとか、支所で回収できるようになれば、かなりの量の廃油が集まると思われまして。

今年度中に利根沼田県民局内に廃食油リサイクル部会が設置されるようですので連携が望まれます。

また、菜の花が咲いたところで、「菜の花まつり」や「菜の花料理コンテスト」などで話題を提供し、春にみなかみ町の旅館に行けば、必ず菜の花料理が味わえるなど観光の活性化にも結びつくと思われ、菜の花の町としてもPR出来るのではないかと思いますけれどもいかがでしょうか。

議 長 (傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長 (鈴木和雄君) 県民局におきましても廃食油を使つてのリサイクル部会が出来るという話も伺っておりまして、町としても関係皆さん方にも協力を願つてこの取り組みに参加をしたいとこのように考えております。

それから、ただ今林議員が言われますように、遊休農地等を使つて菜の花畑を作り、これを上手く観光に結びつけたらというお話ではありますが、私自身も大賛成であります。

この3地区におきましては、それぞれは場整備等も土地改良事業によって行われてきておりますけれども、上手くその農地を活用して豊饒に結びつけている地域も大変ありますけれども、残念ながら荒廃、さらには遊休農地化しているのも、これもまた現実であります。

先ほども申し上げましたように、これらの土地に菜の花を咲かせて、そして春には観光に使い、そして菜種油としてバイオマス燃料に活用できたら、これは観光産業の振興と共に環境にやさしい町づくりが出来るわけでありますので、ぜひ前向きに取り組んでいきたいと思っているところです。

国内各地でこの問題に取り組んでいるところでございますけれども、町としても、林議員の言われました、そういう提案を基に前向きに取り組みたいと思っておりますので、ぜひ議会の皆さん方と、また行政と同じテーブルに着いていただいて、これが上手く実現できるようにご協力願えれば有り難いと思っている次第であります。今後ともよろしくお願ひします。

議 長 (傳田創司君) 3 番林一彦君。

3 番 (林 一彦君) 森を育み、生命を運ぶ利根川源流の町～みなかみ町です。人に、そして、環境にやさしい町づくりといたしまして、バイオマスの全町的取り組みを期待いたしまして、一点めの質問は終わりとさせていただきますと思います。

2 点目の消防体制についての再質問ですが、現在の町の財政状況を鑑みると、OBによるところの消防予備隊ですとか、女性消防団はちょっと難しいのかなと思われませんが、そこで地域に隣保班単位くらいの防災会を立ち上げまして、防災に努めたらいかがでしょうかという提案でございますが、ご存じのとおり消火は初期消火が一番大切でございます、一番火元の近くにいる住民が消火栓とホースを操り、水を出せるようになれば未然に防げる例も多くなります。

小さな防災会を地区ごとに作りまして、毎年定期的に消防団員を先生役とした消火または防災訓練を行えば、「自らの地域は自らで守る」の防災意識が強くなり「みなかみ町地域防災計画に大いに貢献出来ると確信いたしますけれどもいかがでしょうか。

議 長 (傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長 (鈴木和雄君) 林議員は、もう長年消防団員として大変にご活躍をいただきまして、そういう中からのご提案でありまして、大変に我々も参考になるところでございます。

やはり初期消火が一番大事であり、それはやはり近くにいる皆さん方が消火体制に参加してもらうことが一番大事であろうし、またそれに対しての機械機具、施設整備等についてはやはり行政としてもしっかりと行っていかなければならないわけでありまして。

どんなに良い施設があっても、それを活用できなければ一つの初期消火につながらないわけでありましてから、林議員言われますように、そういう経験の中からのご提案、本当に重く受け止めたいと思っております。

現在、町民の生命・財産確保のためにご活躍をいただいている皆さん方は、やはり自治消防として、みなかみ町消防団があるわけでございます。したがって昼間の火災等にありましては、勤務の関係等々から消防団が確保できないという現実もあるわけでありまして、そういうことにつきまして、消防団員の役員の皆さん方も大変に頭を痛めていることは事実であります。

これに対する対応について、どのようにしようかということについて、役員会等でも多々議論があるわけでありまして。したがって、そういう中からの意見もよく聞きながら、さらには林議員言われますように、そういう経験の中からはやはりこういう時代取るべき提案もそこにさせていただきます、そういう中でこれからのみなかみ町としての初期消火に当たる体制を作って行けたらと思っております。

ぜひそのようなご意見があったことを消防委員会、並びにまた消防役員会にも提案させ

ていただきますので、ぜひまたこれからもお力添えいただければ有り難いと思う次第です。よろしくお願ひします。

議長（傳田創司君） 3 番林一彦君。

3 番（林 一彦君） 答弁、有り難うございました。

思った質問にすべて温かいご答弁を頂戴いたし、有り難うございました。

以上をもちまして、一般質問を終わりとさせていただきます。有り難うございました。

議長（傳田創司君） これにて、3 番林一彦君の質問を終わります。

通告順序第 4 7 番 原澤 良輝

- 1. 中学校卒業までの医療費無料化の拡充について**
- 2. 公益通報者保護条例の制定について**
- 3. 戦争を肯定するアニメーションDVDを教材にした教育事業について**

議長（傳田創司君） 次に、7 番原澤良輝君の質問を許可いたします。

（7 番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 通告により質問を行わせていただきます。

3 点ありますが、1 番目としては、中学校卒業までの医療費無料化の拡充についてです。

少子と高齢化の 2 つが社会問題になっておりますが、この解決についてが日本の将来を決めると言っても過言ではないと思います。

高齢化については長寿ということで良いことなのですが、男女共同参画社会の実現や町の将来を考えた時に、子育て支援策は、国県はもとより市町村にとっても最重要課題になっているのではないかと思います。

子育ての大きな不安に「子どもの病気」と「教育問題」があります。

子供は病気にかかり易く、重病化することも多いので、早期発見・治療が何よりも大切であると思います。

「お金の心配なく子供を病院に連れて行きたい」という願ひは、益々切実になってきております。医療費の無料化が大きな力になると思います。

その支援策の大きな柱である福祉医療制度は安心して子育てができ、子供の健やかな成長を保障する制度であると思いますが、医療費負担を軽減する「子供の医療費無料化制度」は、県内すべての市町村でも実施されておりましたし、みなかみ町を始め、沼田市、昭和村などは小学校卒業まで、中之条町、上野村や東吾妻町などは中学校卒業までと年々拡大してきております。

日本共産党は 5 月 29 日、群馬県議会議長に「子どもの医療費無料化の拡充」を求める請願を提出しました。県内すべての市町村が無料制度の拡充に独自の努力をしている中で、群馬県としても、「子どもの医療費を中学校卒業まで無料化にして欲しい」ということと、「国に子どもの医療費無料化制度の創設を求める意見書を提出すること」の 2 点ですけれども、これを強く求める請願です。

国の方は、08 年度から 0～2 歳児の医療費自己負担を現行 30%なのですが、20%に軽減する予定と聞いております。そうすれば町の負担も現行 15%が 10%に軽減されるのではないかと考えます。

全国的に就学前かそれ以上の制度を実施しているのが 23 都道府県と半数になっており

ます。また、先の県議会で日本共産党県議の「県のエンゼルプランで、子育てするなら群馬県」と言いながら、県の対応は「市町村の水準からも、全国の水準からも大きく遅れている補助対象年齢を就学前まで引き上げるように」要求しましたところ、県も「前向きに検討する考え」を明らかにしました。県の制度として、拡充してほしいというのは日本共産党だけでなく、多くの県民や市町村の願いであったと思って、そう遅くない時期に県の制度として拡充されるのではないかと考えます。

安心して子育てができ、子どもの健やかな成長を保障しながら、住んで良かったと思い、「子どもを育てるなら、みなかみ町に」と言われるように、若者に魅力ある町にするために、町でも進んで「中学校卒業まで医療費の無料化」を拡充するよう求めたいと思います。

また、そのために必要な予算はどの位かかるのかということも検討したいと思いますので、町村会や市長会も毎年県へは、就学前まで拡充するようにと要望をしていることは評価していますが、引き続き、国県へ補助対象を拡充するよう働きかけることを求めたいと思います。

2つ目は、公益通報者保護条例の制定についてということでもあります。

ご存知のように、緑資源公団や福島県などの官製談合の続発や原子力発電所の記録改ざんや隠ぺい、日本ハムや雪印の食品偽装問題や三菱自動車のリコール隠しなどの事件が相次いで起こりました。

その中で、企業や行政機関の不正や違法行為を内部告発して、隠された不正を社会的に明らかにすることも起こり、マスコミでも大きく取り上げられ改善もされてきました。

しかし、勇気ある内部告発をした人達に対する報復もあとを立ちません。こうした人達を保護することが、社会正義を実現し、住民の利益を守る上で重要だということで、そういう世論が急速に高まって、「公益通報者保護法」が06年4月に施行されて約1年が経ちました。

アメリカやイギリスでは、内部告発者は「警笛を鳴らす人」と呼ばれて、保護する制度が確立されています。正当な内部告発については、民主主義社会の健全な発達に欠かすことはできないと考えます。このように公益の通報者を保護することは、企業や行政の責務であるというのが世界や日本の流れになってきております。

国も地方自治体に同法の関連条例制定を促していますが、特に市町村の職員については、市町村政運営に関わる違法・不正な事実があれば最も良く知り得る立場にあります。

万が一違法・不正な事実を知りながらこれを見逃したり、これを隠すようなことがあれば、市町村政は不透明なものとなり、住民の信頼を裏切ることとなります。

みなかみ町でも村政に関わる違法・不正を許さないということを基本にして、職員も含めた町公益通報者保護条例の制定をするように求めたいと思います。

3番目に、戦争を肯定するアニメーションDVDを教材にした教育事業についてということでもあります。

日本の侵略戦争を「自衛・アジア解放の戦争」と肯定、また賛美するアニメーションDVDを教材にした教育事業が、全国の中学校総合学習など、93ヶ所で実施または実施予定となっております。

この教材は、日本青年会議所が作成して、文部科学省の委託事業として「新教育システム開発プログラム」に採用された事業です。

アニメのあらすじについては、戦死した「靖国」の英霊が現代に現れて、自分の子孫の女子高生に「靖国神社に行こう」と誘って、日本の戦争は「自衛のため、アジア解放のため

め」と語りかけるものです。

このプログラムは、中学生にDVDを見せたあと、靖国史観というかたちで研修した大人が加わって、自分たちを「先生」と呼ばせながら、詳しい説明を加えながら討論して、子どもたちから「日本を守るためには戦争するしかなかったのではないか」「日本が自分の国を守るために戦争をしたなんて初めて知った」などの感想・結論を引き出していくということになっております。まさに洗脳を思わせるやり方であります。

日本の戦争加害責任には触れず、アジア諸国を助けたと主張して、戦争への反省は「GHQによる洗脳だった」というふうな形で説明をしております。

日本やドイツが起こした戦争は、不正義の侵略戦争であったというのが、これが戦後、国際政治の出発点になっております。

戦後50年にあたっての首相談話でも「植民地支配と侵略でアジアへ多大な損害と苦痛を与えたことへ痛切な反省」を表明しておりますし、また、官房長官談話でも「学校教育にあたっては、この首相談話では、「当然尊重されるべき」と出されております。

「靖国アニメ」の内容については、青年会議所の関係者からも疑問の声が出ていますし、伊吹文部科学大臣も、「私が校長なら使わない」と国会答弁しております。

群馬県教育委員会への申し入れに対しても、内山征洋教育長は「こういうものがあるとは知らなかった」と述べ、伊吹文科大臣発言の立場で対応する見解を示しております。

町でも、昨年「平和町宣言」を採択しております。こうした戦争を賛美するような教材を使用することがないように求めたいと思います。

以上、3点質問をさせていただきます。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 原澤良輝議員から、私に対して2点、DVD教材については教育長の方に質問がありますので、それぞれ分けて答弁をさせていただきます。

最初に、中学校卒業までの医療費無料化の拡充についてであります。

県と町の施策であります福祉医療制度は、乳幼児・児童、重度心身障害者、母子・父子家庭の健康管理の向上と福祉の増進を目的として、保険医療費に係る自己負担分を福祉医療費として支給しております。

県の補助基準では、通院は3歳未満まで、入院は5歳未満までですが、みなかみ町ではさらに通院・入院を問わず、13歳未満までの児童に町単独事業で助成しております。

これは小学生までということではなく、みなかみ町の場合は中学1年生になった誕生日までということになります。

なお、利根沼田市町村では、小学校卒業までであり、県内の状況を見ても、就学前までの市町村が14、小学校1年生までが4市町村、小学校卒業までが7市町村、そして、議員言われるように、中学校卒業まで助成対象としている自治体は、上野村、中之条町、東吾妻町の3町村であります。その他の市町村は入院のみなどの要件を設けております。

以上のように、みなかみ町の助成内容は県内でも上位にあります。厳しい財政状況とはいえ現状維持に努めております。

なお、議員ご質問の、みなかみ町でも中学校卒業までを対象にした場合、必要な予算はどの位かについてでございますけれども、これはあくまでも推計であります。対象者数が13歳231人、14歳253人、15歳273人で合計757人の増加となりまして、約1,900万円程の追加予算が必要になるのではないかと考えております。

そこで私は常々、この福祉医療費助成や在宅介護手当の拡充は、群馬県の施策として、県内一律に行うべきものと訴えてきました。

特に「子どもを育てるなら群馬県」と言いながらですね、先程申し上げましたように、県は低く一定割合を助成して、上乘せ分は首長等の選挙公約に委ねるとしたら、同じ県民で受ける行政サービスが異なり、スローガンにそぐわないのではないかと、このように考えております。

幸い、この度の県知事選挙に立候補される大沢正明氏は、「子供の医療費無料は義務教育が終了する15歳までに拡大します」と公約しております。是非とも一緒に応援して当選させ、原澤議員の言われる「中学校卒業までの医療費無料化の拡充」を実現しようではありませんか。よろしくまたお願いをいたしたいと思っております。

次に、公益通報者保護条例の制定についてであります。

平成18年4月に施行された「公益通報者保護法」ですが、今や官民を問わず、違法行為の是正に対する影響は大きく、報道される事件はご承知のことと思っております。

この法令が定められた背景にもありますが、最近コンプライアンス（法令遵守）について議論がされています。自治体では、法令を遵守して職務を遂行することは当然のことですけれども、仮に違法な行政運営が為された場合には、行政不服申し立て、行政事件訴訟、国家賠償等々の法制度が用意されております。

他方、ご指摘の「公益通報者保護条例」は、事後的な救済制度ではなく、自治体運営におけるコンプライアンスの制度、仕組み、姿勢を住民に示し、信頼を確保した上で最良の行政サービスを提供しようとするものであります。

また、法令が対象とする範囲が「国民生活の安定と社会経済の健全な発展」なのに対して、条例では「透明で適法かつ公正な行政の運営」と、より町民に直接的な有益に資するものと考えております。

条例制定の状況については、本県の自治体を見ますと4市4町2村が相談窓口を設置し、板倉町、千代田町、明和町、富士見村の4町村が「公益通報者保護取扱要綱」を制定している状況であります。

全国的には千代田区、福岡市が早く、区や政令都市において制定が進んでいる状況で、自治基本条例と共に制定を議論・検討する動きが見受けられます。

この件につきましては、町村会長であります板倉町長ともよく協議をしてきた経緯がありますけれども、現在みなかみ町としては、自治体基本条例を制定しようということで取り組んでおります。そういう中でさらなる検討をしていきたいと、このように思っている次第であります。

この「公益通報者保護条例」を制定する上で、地方公務員法第32条との関係で体制整備についても検討する必要があります。同法第32条では「部下は職務上、上司の命令に従う義務」を規定しています。上司の命令に明白な違法性がある場合、服従義務はないと解されますが、職務命令に違反した場合は、同法29条の懲戒処分が行えるとされております。このため、上司の違法性を確信しない限り、服従義務を履行せざるを得ず、不当な職務命令に対する拒否権を持ち合わせないこととなります。

このため、不当な職務命令に対する拒否権を明確に保証できる外部機関による委員会を設置する等、職員による公益通報の相談が可能な体制を確保する必要があります。

このような議論・検討も学識者の中では進められていますが、これらを踏まえ、本町では、職員は元より住民からの通報を受け付ける総合窓口を早急に設置し、違法行為の是正

と行政サービスの向上に取り組みたいと考えているところであります。以上です。

議長(傳田創司君) 次に引き続き、教育長より答弁を頂きます。

教育長登坂義衛君。

(教育長 登坂義衛君登壇)

教育長(登坂義衛君) 3番目の原澤議員のご質問は教育関係ですので、私の方からお答えいたします。言うまでもなく、学校教育、特に分けても義務教育である小中学校において、指導内容に変更があつてはならないということは当然であります。

その点から考えて、文部科学大臣の国会答弁のとおりであると思います。

当然、当町の中でも使用しないように校長を通して指導をいたします。今後このようなことに何か疑義がありましたら、ぜひ教育委員会にお話を頂きたいと思ひます。

以上です。

議長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 町長の中学卒業までの医療費無料化という答弁については、基本的には、内容的には了承していただけたというふうに感じました。

中学生卒業までの医療費無料化については、共産党だけではなく多くの県民、町民の願いだというふうに感じております。知事候補は、違ふかもしれませんが、その実現のためにやらしていただきたいと思ひます。そういうことで、ぜひ中学生までの医療費無料化ができるようお願いをいたします。

なお引き続き、県国への補助対象の拡充について働きかけるようお願いをしたいと思ひます。

公益通報者保護条例についても地公法32条を引用されていましたが、上司の命令に逆らえないという問題点があるので、非常に職員は苦しむところもあります。

ですから、こういった条例を作ることによって、それとの社会正義との整合性が取れるのではないかと考えます。

早急に相談窓口を作ってくださいということなので評価をさせていただきたいと思ひますし、条例について引き続き整備をするようお願いをしたいと思ひます。

戦争を肯定するアニメーション教材については、教育長の方から非常に有り難い答弁を頂きました。町も昨年9月6日に核兵器即時廃絶の平和町宣言を出しております。

昨年8月に水上温泉において「アジア太平洋戦争の遺跡と21世紀の平和を考える」というシンポジウムを全国遺跡保存連絡会のネットワークのシンポジウムが開かれました。

戦後61年経った段階で戦争に対する記憶が薄れて、はっきり体験した人も少なくなつてきております。

戦争の遺跡というのは戦争体験を刻印した大事なものだと思ひます。その保存についても、大切だということを確認いたしました。

日本全国各地の遺跡ではなく、アジアに広がる日本の戦争遺跡というものも、未来への教訓という事で大切だと言われております。

月夜野地区にも地下飛行場跡や岩本発電所の道水路など、戦争による強制連行で実際に被害にあつた人たちの遺跡も残っております。

そういう郷土にある戦争関係遺跡を使った平和教育もしていただけるようお願いをしたいと思ひます。

議長(傳田創司君) これにて、7番原澤良輝君の質問を終わります。

**通告順序第5 4番 山田 庄一 1. 町長が思い描く夢のある町づくりため行っている
湯原温泉街の活性化とその他事業の評価について**

議長（傳田創司君） 次に、4番山田庄一君の質問を許可いたします。

（4番 山田庄一君登壇）

4番（山田庄一君） 議長に許可を頂きましたので一般質問をさせていただきます。

湯原温泉街の再生と夢のある町づくりについてお伺いします。

最初に2点お尋ねします。平成17年10月、夢のもてる町づくりを合言葉に、新町みなかみ町がスタートしました。大変な難産の末の合意ということで細かい摺り合わせが出来ない状況の中で、18年度新たな体制で町が動き出しました。

議会も多くの新人を加え、やる気満々で活動を始めたところ大変な仕事だということが時をおかずして理解することとなりました。大変厳しい財政状況であり、理由は多々あるかと思いますが、それぞれの時代の中で、その時々指導者がベストな選択をして、その結果が良くも悪くも現在であると思います。

昨年一年間、町は財政の話で始まり、再建の話で暮れたような気がします。

財政課を中心に一年を通じて出された危険推移、異常メッセージを町政に係る多くの人々がどれだけ自分のこととして受け止めることが出来るか、どれだけ感性を磨くことが出来るか、再建はここにあるのかなと思います。

町長は3月議会の答弁で、「非常と言われても、出を制する政策を進める」と話されました。しかしまた一方では、「入を図る政策が求められるが、それは観光振興策だ」とも述べられています。

なかなか企業誘致が難しい現状では、やはり観光客誘致は、この町にとって重要な問題であります。とりわけ観光の中心である湯原温泉街の再生は地域住民の皆さんはもとより多くの関係者の注目のいたすところであります。

そこで1点目として、湯原温泉街再生はどのような計画の下で進められているのかお聞きしたいと思います。

町長は、村長時代から夢を語り行動によって範を示してこられました。

今、この厳しい財政の折、夢のもてる町づくりを語るとすれば、どのような将来像を描き伝えるのか、2点目としてお聞きしたいと思います。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 山田庄一議員のご質問にお答えいたします。

湯原温泉街の活性化とその他事業の評価等を中心としてのご質問でございます。

関東の奥座敷、群馬県の三大温泉地として親しまれてきた水上温泉は、社会構造の変革や観光思考の変化等から、以前ほどの集客ができていない実態にあります。

こうした状況下にあって、旧水上町の時代から「水上温泉の復活」を願い、水上駅前・湯原温泉街の特性や自然環境を活かした個性あふれる町づくりに取り組んできました。

その進め方は、地元主導を基本にしまして、設立されました「湯原・鹿野沢振興会」を中心に活性化構想が練られてきました。

言うまでもなく観光立町の礎は、地域における創意工夫が大事であり、実現によって地域住民の誇りと愛着が生まれ、活力に満ちた地域社会が創造できます。

そこで、平成16年に国交省所管の「まちづくり交付金事業」を導入し、活性化構想をローリングしながら、現在、5ヶ年の継続事業に取り組んできているところであります。

「まちづくり交付金事業」で進める温泉街再生整備計画は、湯原・鹿野沢地区約172ヘクタールを事業対象地域として、その目標は「滞留型の観光地を目指し、そのためにJR水上駅から水紀行館までをネットワーク化し、散策を楽しめる地域の芸術・文化・情報にふれる機会をつくる」そして、自然環境に恵まれた温泉街と四季折々の特色を醸成し、リピーターの確保に努める」としております。

また、計画区域の整備方針は、次の3つの方針を掲げて進めてきております。

第1の方針は、「安らぎとふれあいの空間作り」として、ハード面では、諏訪峡や鹿野沢地区の遊歩道の整備、温泉街のトイレ整備、吊り橋整備等であります。ソフト面では、「まちやサロン・ピノキオ」の運営等があります。

第2の方針は、「観光スポットの構築」であります。

ハード部門では湯原温泉街の中心部に、駐車場・温泉広場等を総称して、仮称ですけれども「水上峡公園」を建設し、さらには笹笛橋の両岸に、これも仮称ですけれども「笹笛童子公園・与謝野晶子歌碑公園」を整備し、温泉と自然・芸術と文化に親しめる温泉郷にしたいとしております。さらには他の事業になりますが、「温泉集中管理方式」を考えております。

ソフト部門では「シャトル馬車」の運営を継続し、さらには、東京芸大との収蔵絵画を活用して公共施設やホテル等に展示し、温泉街を「絵画の回廊」にしたいと考えているところであります。絵画の回廊の取り組みは、町内の他の温泉郷でも可能ではないかと考えております。

第3の方針は「円滑な交通の確保」でありまして、冬期間でも交通網が確保できる対策として、県道・町道の無散水消雪道路整備を継続することにしております。

水上地区の「まちづくり交付金事業」は、20年度をもって、ひと先ず完了しますが、事業効果を高めて地域の再生を図るためには、地区住民の理解と自らが「町づくりの主役」である自覚と協力が不可欠であります。

そこで、湯原温泉街の創出にあたり「街並み環境整備事業」を導入して、地域間で「街並み協定」を締結した「街並み・町づくり研究会」が設立されております。

この事業は早稲田大学工学部建築学科に委託をし、地域の掘り起こしや評価等をワークショップやゲーム、町歩き等を取り入れまして、地域関係者が自ら参加して考え、協調し、街並み整備を策定する形式をとっております。

町づくりは施設・道路・公園等を作って終わるものではなく、これらの事業を生かして、いかに再生を図り、地域の活性化に結びつけるかにあります。そのためには作った施設が相互に関連し、網目のように協調し合って機能することであり、その上で、地域関係者の休みない努力と協働の継続が真の再生をもたらして、大きな夢を育てるものと確信しているところであります。これらの取り組みは、湯原・鹿野沢地区と同様に、月夜野・新治地区においても、住民主導で地域の拠点づくりに取り組まれることを期待しているところであります。

まだスタートしたばかりであります。お互いに「自助・互助・扶助の精神」を心に刻みながら、目的達成に向けて頑張りたいと念願しておるところでございます。

これからも財政等を考えますと、いろいろと厳しい点は多々ありますけれども、やはりこれから大事なことは、マイナス思考になることなく、この町をどのようにもって行くか

という、いわゆる構想力をしっかりと立てて、それを決めて、その実現に邁進することが大事であろうとこのように考えております。

引き続きまして、ご支援、ご協力の程、お願い申し上げて答弁いたします。

議 長（傳田創司君） 4番山田庄一君。

4 番（山田庄一君） やはり、この町が本当に生きていくには観光が大事だということは十分、一年間勉強してきた中でよく分かりましたし、今回、湯原温泉街再生の質問をするに当たっては何も知らない中で質問するのは大変失礼だと思ひまして、何回か水上地区にも足を運び、歩いて行ってみました。

非常に観光地として、歩いて見るということはとても良いことだと思いますし、歩いて見ないと分からないことが非常に多くありました。

その中で、遊歩道を歩いて見た中で、再質問として4点ほど伺いたいと思います。

水紀行館に車を駐車し、ゲート潜って遊歩道が始まりますけれども、そこから川を下り、右折し笹笛橋を渡り、もみじ橋まで帰ってくると、約45～50分、じっくり見てくると1～1時間半くらいで帰ってこられるちょうど良い周遊コースになっております。

桜の木が植えられていまして、桜の咲く時期に行くと、水仙も咲いており、とても楽しめる場所かなと思うのですが、問題だなと思うのは、自分で歩いて見て、何が問題点かということが4つくらいあったのですけれども、一つは季節を逃すと、その周遊地には何も無いということです。水は流れているのですけれども、ラフティングで船が下っているのを見るくらいで他にはあまり無いという状況です。

多くの方が訪れると言いながらも、やはりリピーターとなって来るには、高齢者や足の悪い人が歩いていると、なかなか何度も来たいなという雰囲気ではないというところがあります。そんな中で花やいろいろと見るものがあれば良いのですが、自然を見てもらうということで感じればそれで良いのかもしれませんが、やはりそれではリピーターとしては来てもらえない。

笹笛橋を架け替えるという構想があるようなのですが、この時にあまり足が丈夫でない人でも歩けるような橋を造ってもらえれば、ちょうど真ん中辺りから見る谷川岳は長野県の蓼科高原に行ったように素晴らしい景色、それに匹敵するくらいの大変に景観の良い所でもありますので、歩道の整備をすることが一番良いかと思ひますけれども、その考えがあるかどうかお聞きいたします。

議 長（傳田創司君） 地域整備課長若桑一雄君。

（地域整備課長 若桑一雄君登壇）

地域整備課長（若桑一雄君） 笹笛橋の架け替えについては、現在の計画では、笹笛橋の現在の場所よりも下流に架け替えたいと考えております。

ただし地権調整がありますので、もしかすると上流になるかもしれませんが、右岸については与謝野晶子歌碑公園ということで、3,000㎡ほどの面積を予定しておりまして、吊り橋に至るルートといたしましては階段もありますし、バリアフリー化した緩斜面を登る方法もあります、何れかの方法、両方の整備を考えております。対岸にありましては今12～13段の階段になっていると思ひますけれども、対岸の畑、あるいは山林の高さに合わせた橋を架けたいと考えております。以上です。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 今、山田議員が言われましたように、水紀行館から笹笛橋～もみじ橋の周遊コースのお話をされたのですけれども、確かにあの場所に上手くコースを設定し、さら

には自然を生かして上手く周遊コースを作れば、本当に多くのお客さんに喜ばれる、まさにリピーターを呼ぶ場所になると、このようにいつも思っております。

しかし現状としては、コースはあっても整備等がされていない、笹笛橋もしかりですし、もみじ橋もそうですよね。

だからこれをやはり今話しましたように、まちづくり交付金事業、さらには中山間地域整備事業等で整備をしていこうという方向は出ております。

方向が出ているというよりも、もう事業は決定をされておりますので、これを建設する過程にあって関係者のご協力を願ってですね、この事業にも参加してもらって、埴裁をしたり花を植えたり、そういう魅力ある地域づくりにもぜひ参加してもらいたいなと思っております。

特に、与謝野晶子公園のところについては、与謝野晶子、与謝野鉄幹が水上に来られて、100首くらいの歌を詠んでいるのですね。

あの場所にある歌の一首が、

「 岩の群れ おごれど阻むちからなし 矢射つつ行く 若き利根川 」

ということで利根川を詠った素晴らしい歌があるのですけれども、その他にもたくさん素晴らしい歌があるのですね。だからそういう歌を上手く残して、与謝野晶子の歌碑公園として上手く作ることによって、先ほどの40～60分の周遊コースのお話がありましたけれども、やはりもっとあの場所に文化面の、芸術文化に親しみながらもやはり対流できる場所を作ることが出来るというふうに思っております。

現在、与謝野晶子は11人のお子さんがおられたのですけれども、まだお一人ご健在なのですよね。86歳の方だと思いましたが、与謝野藤子さんという方がおられますので、ぜひ与謝野晶子の詠んだ歌を揮毫してもらって、本当にあの地域を上手く文化面で作り上げていけたらなど、そんな夢も描いているというよりも、また実際これも現在地域整備課の方で取り組んでおりますのでぜひそういう方向で実現をしたいとこのように思っております。確かに素晴らしい一つのコースになりますので、議員言われますようにしっかりと作り上げていきたいと思っております。

議長(傳田創司君) 4番山田庄一君。

4番(山田庄一君) 与謝野晶子の歌碑は、笹笛橋の右岸から渡り、ちょうど歌碑を見て、その奥に目を上げると谷川岳があり、今雪溶けの水があり、そして緑があって歩いて見ないと分からない、あんなに良いところがあったのかと思います。

3,500万円くらいで与謝野晶子公園構想が予算化されているのだと思いますけれども、取り敢えず与謝野晶子公園は、あとで必要かと思っておりますけれども、歩いて危険じゃないという、安全整備をするということは、今階段を左に登って行くと、もみじ橋の方に渡って行くのですけれども、そこまで行くのに非常に段差が多く、川には鉄骨の橋が架かっているのですけれども、手すりの間隔が非常に広くて、多分子供等はふとした時に川に落ちてしまいそうな状況が今あります。

やはりそういう施設を想像だけで、これだけ来て、これだけ歩くだろうということだけで作ってしまうと、どうしてもそういう細かい心配りがないと、やはり次の質問にも関連してくると思うのですが、そういう心がないと、多分さっき言った滞留型、リピート型という構想の中で、なかなかお客さんが来てくれないということもあろうかと思っておりますので、まず公園を作るのではなく、遊歩道が作ってあるのだから、ちゃんと安全に歩けるということをまず整備した方が良いかなと思います。

2点目ですけれども、温泉公園構想についてお伺いいたします。

温泉公園については先日若桑課長にパースで説明してもらいました。

大変、素晴らしく良い公園構想が出来ているので、これが出来たら町並みは非常にきれいになるのかなと思いましたがけれども、一つ心配なのは用地買収から建物解体、そして公園を作るのに道路があつて、トイレがあつて、駐車場があつて、それらも含め大金が予算計上されております。事業計画案からの数字なのですが、3億5,600万円ぐらい取り敢えず計上されておりますけれども、こんなにも大金を掛けた公園を作っても、中核施設としてやっていこうという構想の中でも、なかなか後3年くらいしたら、「でっかい公園はあるけれども」と言うような状況になる所が結構多いと思うのですよね。

そんなことは心配ないように地元の人達と協議をしながらやっているという話なのですけれども、せっかくそれだけ大きな施設を作って、残ったのが大きな負担というのでは、全然活かされた予算金額の使い方になっていないと思うので、このような考えをもう少し違う方向で持っていくという考えはあるのかどうか、やはり一番お客さんが来て、喜んで帰ってもらうには、その水上地区の議員さんが「おもてなしの心」というバッジを付けておられますけれども、そういう各施設の旅館の人たちが、泊まった人たちが、「おもてなしの心」で帰ってもらうのが一番良いかと思えますし、大きな金を掛けて、負担になって、町も大変だ、地元も大変だというのでは、なかなか後で大変なので、その辺のところの考えはいかがですか。

議長(傳田創司君) 地域整備課長若桑一雄君。

(地域整備課長 若桑一雄君登壇)

地域整備課長(若桑一雄君) 先ほど、総称「水上峡公園」と申しあげましたけれども、それに含まれるのが、町道下川原線の駐車場の中に入っています道路も含まれます。

また入り口付近の温泉街の所へ通る新築工事も含められます。それと約47台の駐車スペースを要します駐車場も含まれるということでございます。

それと藤屋ホテル等の旧と新とありますけれども、それらを包括いたしましたものが、3億円以下ということかと思えます。

まず、みなかみ町湯原地区のまちづくり交付金の次第でありますけれども、水上駅から道の駅水紀行館までのネットワーク化を図って、歩いて回れるまちづくりをしようということが主題でございます。それを実現するために、やはり冬期間の交通の確保ということで消雪もしたり、シャトルバスを走らせたりという様なことをやっておりまして、線、点、面ということだけではなくて、網で町づくりを湯原の再生を図っていくこととでございます。

そんなことからいきますと、中核の施設がこの水上峡の温泉公園でございます。

これを地区の方々が利用し、また活用して素晴らしい湯原の再生が図られるものということも考えられますし、ですから全てが施設で固められたものではありません。

なかには相当空地もありまして、将来の温泉の一元化のことも考えておりますし、いろいろなイベントも考えているということと、それとこのまちづくり交付金の事業の後に、町並み環境整備事業というのもございます。湯原地区の温泉街の佇まい作り事業であります。そんなことからいきますと、湯原温泉街の路地裏まで視野に入れた整備を図っていきたいと、そういった面の効率的な水上峡の温泉広場ですか、そういったものが個々に結びつくようにということを考えておりまして、そういった将来につながることも考えてございまして、面積的には約5,500㎡になろうかと思えますけれども、そのような概要

でございます。以上です。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町長（鈴木和雄君） まず、1点目の質問ですけれども、要するに与謝野晶子公園だけを作るといってやっているわけでないのです。要するに水紀行館から与謝野晶子公園を通して、笹笛橋～もみじ橋という、要するに特色ある周遊道路を作ろうというのがまず基本であります。そしてまずは基本は安全ですよね。現状は、山田議員が言われるとおりの、あれではちょっと安全とは言えないので、またあの場所に佇んで水上温泉に来たという、そういう喜びをやはり感じられるような一つの地域にしたいわけでありますので、そういうことを念頭におきながらですね、上手い具合に周遊コースを作りたいという考えであります。

したがって笹笛橋も架け替えることになりまして、もみじ橋につきましては中山間総合整備事業で架け替えますと、道路とつながりますから、車が小日向の方まで通行できるようになるということで事業化が進められてきております。

湯原の温泉公園の話ですけれども、今課長から答弁があったとおりです。

湯原温泉街の振興会という組織がありまして、これは長い歴史があるようではございますけれども、今の湯原温泉街を何とか再生しよう、活性化しようということで山田会長を中心に今取り組んでくれております。あの意気込みに対してですね、我々も大いに期待もしております。

山田議員言われますように、一つのお金だけ投資して、それに効果がなかったらどうするのかと、まさにその通りなのでありまして、しかし、現状率直なところ、廃屋があのようにありますよね、温泉街としてはあれではやはり温泉街の体を為してないと思うのですよね。だからそれに対してはどうするのか、それについてはやはり土地の坪単価で行きますと、こんなに高い場所をどうするのかということになるのかもしれないけれども、けれども、廃屋などをこの機会に何とか解体して違ったものに持っていくようにしないと、あの温泉地は私は再生できないと思うのですよね。

だからそういういろいろな部分の議論がこれから多々あると思っておりますけれども、そういう議論を上手くかみ合わせながらもですね、やはり湯原温泉の空間というものを利根川、谷川を核にする中でのやはり温泉街空間というものをしっかりこの機会に作るべきなのであると思っております。

そうしなければ、あそこに佇んでお客さんが満足しないと思うのですよね、現状の街では。だから、それをどのように作るかということが、これから大きな問題ですけれども、今、そういう公園構想も出ております。それに対してまたより良いものがあるとするならば、大いに足したり引いたりしながらですね、そして地元の方にも参加を願って、やはりこの機会に三大温泉地と言われるような水上温泉街を作りたいなと思っております。

その基本はやはり温泉がしっかり確保できなければ私はダメだと思うのですよね。

今回の事業の中に、この温泉の集中管理は入っておりませんが、これは他の事業で現在考えておりますが、稲荷の湯というのがありますけれども、それを上手く浚渫をして、さらって、湯を確保して、既存の源泉とそれを上手く集中管理が出来て、そして未来永劫的に給湯できる、そういう体制を温泉地ですから、やはり町が中心になって作るべきだと思います。そういうことも合わせて検討をしております、これは別事業で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

何はともあれ、一つの「おもてなしの心」にもありましたけれども、それは確かに大事なことです。しかし、来たお客さんがやはり観光地としてまたサービス面として、やはり満足していただけるような観光地にしなければ、決して評価される一つの観光地にはなり

ませんので、そういうことをしっかりと念頭におきながらですね、これからこの事業に取り組んでいきたいと考えております。

議 長（傳田創司君） 4番山田庄一君。

4 番（山田庄一君） 中核施設というのはやはり必要だと思いますし、それに別に反対しているのでもなくて、ただ大きなお金を掛けてやるのだから、ある程度その効果があることはやはり湯原の温泉街の人たち以外の人たちから見れば、思うのは当然だと思うのですよね。

その公園構想なのですが、例えばそんなに大金を掛けなくても、もし作るとしたら、先ほどの遊歩道の湯原から降りてきたときに、もみじ橋を渡って左岸の先に行った所に広い荒地がありますよね。あそこに昔、ボートなどが浮かべられていたらしいのですが、そこに本当に良い具合に石垣でレイアウトされたように作ったような非常に良い場所があります。それが民有地とか、いろいろな問題があって、それを何とかしろということは難しいかもしれないのですが、そういうことを理解してもらった上で、そこに水を張って、池にして、蓮の花を植えるとか、その周りには各季節によって、水芭蕉などのいろいろな季節の花があったりなどして、話を聞くと、あの周辺は秋になると紅葉が素晴らしいと、その時には問い合わせが多くて、今から問い合わせがあるという話も聞きましたが、非常にお客さんが多いという話です。

季節ごとの花や野草などをバランス良く植えて、秋の紅葉までに、飽きない空間を作れば、そんなに大金を掛けなくてもお客さんを呼べる施設が出来るのではないかと思います。ぜひとも本当に生きる金を使いながら、湯原の再生というのをやってもらいたいと思います。

3点目になりますが、やはりお客さんが今みなかみ町に来ているのが車で来る人が主だということです。みなかみ町には駅があります。JRとのタイアップということで、昨日町長の話の中でも「レールパーク・アンド・スパ構想」というのがありましたけれども、お客さんが駅があるのになかなか来てもらえないという状況が現在あります。

料金も東京からですと2,940円ぐらいと高速道路を使って来るよりも安価で安全ですし、そういうJRとのタイアップというのが、もう少しこれから必要なのではないかと思いますし、ただ上野から直通が1日3本しかないので、なかなかお客さんが来てくれないという部分もあるのかもしれませんが、その中に上野発10時、また12時ぐらいの列車があるのですけれども、1両貸切って、「みなかみ号」としてお客さんに乗ってもらい、そして大金を掛けて施設を作りましたから、どうぞ見に来て下さいというよりも、連れて来て、心に残るおもてなしをして、満足して帰ってもらった方が次につながるのかなという考えもありますけれども、それに対してはいかがですか。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 山田議員、水上温泉街を良く歩いていただいて、本当にそういうご自分で歩き、その結果をこうやっていろいろとご意見として出してもらって本当に感謝いたします。

今のもみじ橋の所のボートのお話がありましたが、確かにあそこで昔はボートを漕いでいたのですよね。昔、水上小唄というのがあったと思うのですけれども、その中に「いまとなれこそは」という歌詞の場面は、恐らくあの場所のことだと思うのですけれども、やはりそういう活かせる所が大変にありますね。

だから温泉公園作りをしながら、別に町としてもたくさんお金を掛けようというのが主ではありませんから、やはり最小の支出で最大の効果を上げようというのが総て基本です

から、そういう中でこれからも念頭におきながら、今山田議員が言われたようなことも常に頭に置いて、魅力ある温泉街を作っていきたいと思っております。

それからご質問いただきました駅前の再開発問題ですね、これは私も一番大事だと思います。旧水上町というよりも旧月夜野・水上は上越線の開通によって栄えてきた町だと思います。しかし現状はこのJRを上手く使っていないのも現実だと思います。

これは時代の流れと言えればそれまでなのですが、だけれども、この時代の流れを上手く逆手に取ってですね、いかに活用するか、やはり知恵を絞らなくちゃならないし、それはやはりこれからの町づくりの構想力として出すべきであろうと私は思っております。

幸い早稲田大学後藤教授との連携の中で、今言われました「レール・パーク・スパ構想」が示されておりますので、これは本当に内容的には素晴らしいものだなと思います。

ぜひ議会におきましても、産業観光常任委員会の皆さん方には説明してあると思いますが、機会がございましたら、また全員協議会等でも説明させてもらいたいと思っておりますけれども、ぜひJRとの結びつきの中で、この構想を実現していきたいと思っております。

実は21日にJR高崎支社長以下幹部の方々と、レイルパーク構想について協議をすることになっております。

大学教授さらにはJRのOBの方々等も入る中で、この構想できておりますので、ぜひJR高崎支社の皆さん方にも詳細説明して、ご理解を頂き何とか構想に沿った駅前の再開発、さらには、みなかみ町の観光発展に結びつけるようにしたいと思っております。

今、「みなかみ号」のお話がありましたが、私は大変に良い考えだと思います。

と言いますのは、東京芸大の収蔵事業を今しておりますけれども、去年はエージェントの取り組みでしたが、「東京芸大生の絵を見ながら、温泉に入りませんか」ということで、東京新宿駅前でエージェントが募集したところですね、バス3台の募集であったようですが、あつという間にいっぱいになってしまったという成果が出ております。

ぜひ、「みなかみ号」と、例えば東京芸大生の絵を結びつけてですね、ピーアールをしてそのJRに乗って、水上に来て、芸大生の絵を見て、温泉に入りませんか、これも一つの良い宣伝になるし、これによってお客さんと呼べるような気がしますよね。

今回、東京芸大の収蔵事業については、「大いに活用されて結構ですから」ということになっているわけですから、いろいろと大学とも連携しながら、この観光との結びつき、さらにはそれによって活性化を図られるためのいろいろな対策等も取っていきたくて考えておりますので、ぜひレイルパーク構想につきましても、いろいろとご支援いただければ有り難いと思う次第であります。

議長 (傳田創司君) 4番山田庄一君。

4番 (山田庄一君) 水と森の町で、水を守って下流の人がそうにやって恩恵を被っている部分があるのだとしたら、やはりそういう宣伝までしてもらって、みなかみ町に来てもらって、歓迎してもらおうということも一つの大事な事かなと思います。

時間がなくなってしまったのでもう1点、聞こうと思ったのですが、またの機会に聞こうと思いますが、この3月の異動の時期に知り合いのお嬢さんが、新治で保育士をされていたのですが、辞められたのですね。

この子は本当に子どもが好きで、町が好きで、仕事が好きで、本当だったら、このまま生まれた所ですと仕事したいという思いの中で、保育士として園児のお世話をされていました。

できるものなら辞めたくなかったと言っていたのですが、契約の時に少しの誤解

とやはり臨時ということで非常に身分が保障されていない部分があります。

そんな中でじゃあということで給料の明細書を見させてもらったら、やはりそれなりの教育を受けて、それなりの。

議 長(傳田創司君) 4番山田庄一君に申し上げます。発言時間は既に40分となりましたが会議規則第56条の規定により特に発言を許します。

4 番(山田庄一君) 有り難うございます。

そういうことで一生懸命働いて、親の面倒を見ている人が、時給800円、週40時間、基本給が12万円、手取りになると10万円ということで、これでは給料日まで一生懸命働いているけれども、給料を貰う時に何という虚しさだという話を聞いたけれども、全く理解できます。

こんな状況の臨時の職員で良いのかなと思います。また、知り合いの中には、ちょうど年頃で結婚して所帯を持ちたいという人もいますけれども、やはり臨時のためになかなか生活ができないということで結婚が遅くなってしまったりしています。

だからそういう人たちが、この町に残って、少子化に歯止めをかけ、協力してもらえる、そんな町にしていかないと、この先に行って職員の給料がどうのこうのとか、人数がどうのこうのと一生懸命やってしまうと、この先の未来というのは本当に心配だなと思います。

だからそのことを踏まえて、こういう人たちが本当にこの町で働いて、暮らしていける町にぜひともお願いしたいと思いますし、切にお願いして、一般質問を終わりにしたいと思います。

議 長(傳田創司君) これにて、4番山田庄一君の質問を終わります。

議 長(傳田創司君) この際休憩いたします。時分より再開いたします。

(10時30分 休憩)

(10時40分 再開)

議 長(傳田創司君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順序第4 1番 前田 善成 1. 未来ある町創りのための事業とその方法について

議 長(傳田創司君) 次に、1番前田善成君の質問を許可いたします。

(1番 前田善成君登壇)

1 番(前田善成君) 議長の許可を得て通告に従い、未来ある町創りのための事業とその方法についての一般質問を始めます。

「防人の町」誕生から約1年半が過ぎ去り、新町みなかみの形や体制が臚気ながら現れてきました。新年度の予算付けや新規事業の査定について、この財政難の折、町民の皆さんに分かり易くすることは勿論、納得し賛同されない町づくりではダメでしょう。

ましてや財政難を理解し、早期退職された方々の思いに応えるためには旧町村からの継続事業などについても12月議会で答弁にあったように、見直しも視野に入れた事業の決定や評価の方法を分かり易い形で明確に町民に示す必要があります。

未来ある町づくりに、3つの町村が合併したみなかみ町において、公の公平を実現し、行政サービスを行うためには広域な町の面積が大きな障害になります。

地域規模を考慮した中で、職員規模に見合った町づくりを実現するために各事業の方向性について考えを聞かせていただきたい。

未来の生活設計を考える上で、収入、雇用の安定や保障は子育て世代で不可欠な要素であり、きれい事では生活を維持し続けることが出来ません。

財政再建のために行った人件費の削減や施設統合、事業の民間委託を行った後の各施設の職員の待遇や保障についての考えをお聞かせ下さい。

以上の点について、質問をし一般質問といたします。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 前田議員のご質問にお答えいたします。

平成17年10月に誕生したみなかみ町も1年8ヶ月余が過ぎ、年間を通した予算も、18年度・19年度と2回編成され、また、年間を通した決算も18年度決算として近々まとめられることとなります。

国・地方の財政は膨大な借金を抱え、大変、厳しい状況が続く中で、国では三位一体の改革により補助金や地方交付税を削減し、代わって地方に3兆円の税源委譲をしました。

しかしながら、元々税源の格差を解消する制度である地方交付税を削減して税源委譲を試みても、税源が乏しい地方自治体は厳しい状況に追い込まれるばかりであります。

このため議員が言われるように、自治体自らその構造を変えて、こうした事態に対応しなければならず、その最たるものが市町村合併であります。

町村合併に際しては3町村で「行財政改革委員会」を立ち上げ、持続可能な財政の構築と行財政の改革、さらには住民と協働による町づくりの取り組みを定め、事務事業の見直し、経常経費の削減、職員定数の削減等の方針を定めました。

新生「みなかみ町」になってからは、平成18年10月に「行政改革大綱」と「集中改革プラン」を策定し、事務事業の見直し、民間委託等の推進、組織機構の見直し、さらには職員定員管理等について、その方向性と具体的な目標を設定してきました。

こうした方針に基づき定員管理では「職員勸奨退職制度」を制定し、58歳以上の職員や同一世帯で2名勤める職員の内、勤続25年以上の職員に対して退職を勸奨したところ、多くの職員にご理解を頂き、21名の職員が退職に協力をされました。

また事務事業の見直しは、昨年より着手している総合計画の策定と共に、事務事業量の調査を実施し、これを定員管理に反映させて、併せてモデルケースとの比較により問題点や改善点を見出し、組織機構の改革に結びつけたいと考えております。

これらの調査と並行して、本年は1,000以上に及ぶ事務事業の中から、30事業ほどを抽出して、事務事業の評価を実施します。

事務事業の評価では事業の目的、具体的な事業内容、事業の受益者、活動の内容、直接経費、人件費、事業による収入、受益負担率等を調査し、その事業について拡大、縮小、統合、廃止等の見直しを図りたいと考えております。

また公共施設については、その内容及び管理方法について調査を行い、施設の統廃合や管理方法の見直しについて検討してまいります。

昨年5月の臨時議会で議決を頂きました指定管理者の指定につきましては、今年度で指定期間が終了する施設がありますので、12月議会、来年の3月議会において事業内容等の報告も含めて、再度指定管理の議決をお願いすることにしております。

このため、指定管理者の内容等について調査が必要となりますので、しっかりと業務実

態を把握して適切に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

議長（傳田創司君） 1 番前田善成君。

1 番（前田善成君） 事務事業の評価を今年から始めていただけるというお話は有り難いことだと思うんです。ただみなかみ町自体は、本町と同規模人口の町と比べて職員数が2倍と言われておりますけれども、この広域の行政サービスをするためには行政体自体の町の大きさを縮めていくコンパクトシティ的な考え方を持っていかなないと、結局人を減らしても、パートや違った形で雇用を発生させるようになってしまい、本当の意味での経費削減の方向には向かないと考えられますので、その辺について町長のお考えをお聞きしたいと思っております。

議長（傳田創司君） 総合政策課長林昭君。

（総合政策課長 林 昭君登壇）

総合政策課長（林 昭君） 現在、事務事業量の調査を18年度に実施をいたしました。

それを取りまとめている所なのですが、まず事務事業については部署によって、取りまとめの中にバラツキがあるということで、この調整を行っております。

と言いますのは、大きく括って一つの事業と考える部署と、そうでなく細かいものまで一つの事業として考える部署がありまして、この辺の調整を行いまして、大体1,000位の事業になるかという形で行っております。

これを比較をする中で、先ほど前田議員が言われましたように、例えば支所を置かなければならないと、こういった特殊事情を加味する中で、適正な人員配置がどうなるかということを見極める中でやっていかなければならないのだろうということでございます。

合併の時から、その辺の所は議論をされておりました、大体22,000～23,000くらいの町ですと、吉井町や富士見村などを見ましても、職員数が200名を割っているという実態であります。

ただし、3町村の合併ということで支障もあるという要因、また一部事務組合であるアメニティ衛生センターの事業も事業の中に取り入れていることを加味しますと、約240名くらいになるだろうということで、その辺の特殊事情を踏まえた上で、240名位にならないといけないのではないかなというのが、今まで数字を出しているところであります。

ただ、このまま今の職員が定年まで勤めるということでやりますと、10年間経っても270人位になってしまうという、職員採用を1名くらいに控えても、そういう結果になってしまうということで、早期退職を奨励制度でお願いをしまして、何とか240名にこの10年間にしていきたいということでもあります。

そういったことで、まず事務事業量の調査で適正な定員管理はどういうことになるかということ踏まえた上でないと、いきなり前田議員が言われるように、いきなり減らして代わりにパート等で対応するというにもなりかねますので、そういった調査を行った後、その辺の所をどうやって移していくのかというのを検討していくことになるかと思っております。

議長（傳田創司君） 1 番前田善成君。

1 番（前田善成君） その辺の所は良く理解しているつもりなのですが、現実として町の行政でサービスを行っていく中で、距離的格差というのが出てくると思っておりますので、例えば一昨年、豪雪の時に藤原の方のお年寄りが真沢に避難されて来たというニュースがあったように、お年寄りや一人暮らしの方を町の中心街の方に移行してもらって、特に空いているリゾートマンション等がありますので、リゾートマンションを高齢者住宅等に利用し、

家賃をお年寄りの方が暮らしていた住宅を町営住宅として借り上げ、その代金で賄うような、今青森市が行っていると思いますけれども、そういうようなコンパクトシティの考え方があるかどうかについてお聞きしたいと思います。

議 長(傳田創司君) 総合政策課長林昭君。

(総合政策課長 林 昭君登壇)

総合政策課長(林 昭君) ただ今の質問については、現在の総合計画を策定している中におきましては、コンパクトシティという考えは入っておりません。

ただ、住環境の整備をどうするのかとか、高齢者の取り扱いをどのようにしていくのかといった課題については、その問題を今後、いろいろつき詰める中で、そういったことが可能かどうか、また財源の問題もあると思います。

それから現在、住んでいるお年寄りがそこに住んでいたいと言うのに、効率的だから新しい住宅街に住んでもらうということなのですけれども、その辺の所の支援、財源の問題等も加味しないと、なかなか難しいのではないかと思いますので、今のところコンパクトシティ構想というものは、今のところはございません。

議 長(傳田創司君) 1 番前田善成君。

1 番(前田善成君) 今、町は新たな町づくり構想に入っている時期だと思いますが、そのような所を加味してもらい、融雪事業などについても構想の中で多く考慮されていると思うのですが、例えば融雪事業なども用水路を利用して流雪溝に廃雪していくという、町づくりをしていく方向を考えているかお聞きしたいと思います。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

議 長(鈴木和雄君) 融雪事業については、みなかみ町は豪雪地域でありますから、町内には各所にございます。

主に今までは電気関係や重油等を活用した融雪が多いと思いますけれども、これからはそういうことも大事でありますけれども、やはり先ほども申し上げましたけれども、最小の支出で最大の効果を上げたいということをいつも念頭に置いておりますから、ですから、例えば井戸水などによって融雪が上手くできるとするならば、当然そちらの方を選択しますよね。ですから、そういうことを常に考えながら、取り組んでいきたいと考えております。

今まで、融雪道路・消雪にあたっての事業取り組みについては一番安いのは井戸水があれば一番良いわけですから、そういうことを中心に考えてきました。

しかし、なかなか良い水が出てこないというのが実態なのですが、そういう井戸水等がない所については電気等で対応せざるを得ないとこのように考えます。

電気の融雪事業については、前田議員からも前々からお話を聞いておりますように、今新しい技術革新の中で、新しい手法が出ておりますので、そういうものを活用しながらより負担を軽減しながら、この事業を継続していきたいと思っております。

今現在、まちづくり交付金で駅前の消雪道路について今年度やる予定になっておりますけれども、当初は電気で消雪しようということでしたが、何とか近辺に良い井戸水が出ないだろうかということで、現在その井戸水の掘削を行っております。何とか良質の地下水が確保できるように願っているところです。

議 長(傳田創司君) 1 番前田善成君。

1 番(前田善成君) 融雪事業については、必要な所に必要な施設を作っていただきたいと思えます。ただ、「湯の町みなかみ」ということで、北海道ニセコ町などで行っているような、

流雪溝、雪が降るということを観光に結びつけていける形も一つの考え方にあるのかなと思ひまして、このような提案をさせていただきました。

それから事業の民間委託ということで、最近、新治給食センターでも委託されているシダックスに、月夜野給食センターも事業委託されたということですが、シダックスが請け負っている草津のホテルの厨房で食中毒が起きたという事件がありましたので、そのことについての町の対応についてお聞きしたいと思ひますが。

議 長(傳田創司君) 学校教育課長石坂武君。

(学校教育課長 石坂 武君登壇)

学校教育課長(石坂 武君) 今、前田議員が言われました草津町の関係については新聞紙上で報道されておりますけれども、その時点におきまして、シダックスの方にその辺の注意については学校教育課及び給食センターの方で指導をしております。以上です。

議 長(傳田創司君) 1 番前田善成君。

1 番(前田善成君) 財源の問題が出てきまして、確かに外部委託することによって経費が浮くという利点があるのですが、逆に責任問題が今ささやかれているということです。

特に月夜野給食センター管内においては、アレルギーの生徒がいると思うのですが、アレルギーを持つ生徒さんの食事についてはどのような対応をしているかお聞かせ下さい。

議 長(傳田創司君) 学校教育課長石坂武君。

(学校教育課長 石坂 武君登壇)

学校教育課長(石坂 武君) 月夜野給食センター以外にも、アレルギーの子供さんはおるわけですが、栄養士また給食センターの所長等と打ち合わせした中、また学校に協力していただくということを基本にしまして、対応をさせていただいております。以上です。

議 長(傳田創司君) 1 番前田善成君。

1 番(前田善成君) アレルギーの生徒さんというのは、体調によってかなり反応が違うらしくて、体調が悪いときにアレルギー反応を起こすと死に至ることもあるそうですので、その辺の所を十分考慮していただいて対応して頂きたいと思ひます。

それから、今町において第3セクターが問題となっております。財政難の折りですから仕方ないと思ひますけれども、例えば資源リサイクルセンターの運営委員会が立ち上がりましたが、リサイクルセンターを独立させて、自分たちで営業させていくことによって、今よりも給料等、良い待遇で職員が働けるようになると思ひますけれども、その辺の対応については、どのようにお考えかお聞かせ願ひます。

議 長(傳田創司君) 農政課長阿部行雄君。

(農政課長 阿部行雄君登壇)

農政課長(阿部行雄君) 資源リサイクルセンターを独立させて運営していったらどうかということでございますけれども、この資源リサイクルセンターについては生ゴミ等を入れる関係で、町が事業主体にならないと許可が下りないということでもありますので、丸投げと言いますか、全て委託ということが出来ないという状態でございます。

議 長(傳田創司君) 1 番前田善成君。

1 番(前田善成君) 職員の方々と少しお話をさせてもらった中では、堆肥等がもう少しあって販売の方をやらせて頂ければ、少し自分たちがそういう意味では自立していける方向になれるというようなお話があったものですから、そのような質問をさせていただきましたけれども、実際に財政難でいろいろ話が出ていの中で、自分たちで何とかしていけるという考え方があるのであれば、それもまた一つ加味してもらった中で、事業をやっていただければ

と思います。以上で一般質問を終わりにしたいと思います。

議 長 (傳田創司君) これにて、1 番前田善成君の質問を終わります。

8 番 (穂苺清一君) 議長。

議 長 (傳田創司君) 8 番穂苺清一君。

8 番 (穂苺清一君) 議会運営委員会で討議がされて、一定の日程が確立されているわけですが、議会運営委員会で決めたことは、この議場では守られないのかどうかお聞きしたいと思います。

議会運営委員会で決まっている内容によれば、当初は今日一日で7人を全部やるという計画でした。そういう中で論議の末、13日に2人、14日に5人、今日ですが午前中に4人、午後1人と、昼休み時間が長くなっても良いということでそういうふう決めてあります、いかがなものか。

議 長 (傳田創司君) 暫時休憩いたします。

(11時08分 休憩)

※ 暫時休憩中に議会運営委員会が開催された。

(11時22分 再開)

議 長 (傳田創司君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただ今、議会運営委員会を開催し、このまま会議を続行することに決定されましたので、会議を続行させていただきます。

通告順序第7 8番 穂苺 清一

1. 町税滞納と多重債務者について
2. 国民健康保険証取り上げの中止について
3. 給食費未納と就学援助について
4. 団体への補助金カットの見直しについて

議 長 (傳田創司君) 次に、8番穂苺清一君の質問を許可いたします。

(8番 穂苺清一君登壇)

8 番 (穂苺清一君) 私の町長及び教育長に対する質問は、4件あります。

1. 町税滞納と多重債務者について、2. 国民健康保険証取り上げの中止について、3. 給食費未納と就学援助について、4. 団体への補助金カットの見直しについてであります。

補助金カットを除いては3件とも共通点のある問題であります。

今、安倍内閣は、小泉構造改革を引き継いで平和や民主主義から国民への大增税、そして社会保障制度や福祉を立て続けに改悪するという有様であります。まさに暴挙ではないでしょうか。

その結果、国民の暮らしや生命までも脅かされるという事態となっております。それは地方においても全く同じです。よく言われる「貧困と格差」が深刻な問題となり、いわば今度参議院選、知事選もありますけれども、先ほど触れられておりましたけれども、政治的な課題となっております。

みなかみ町でも例外ではありません。

貧困や格差の広がりに対して、町は今どう対応するのか、何をしなければならないのか、それが町に求められているのではないのでしょうか。

ご存知のように、憲法25条ではこのように書いてあります。

全ての国民、これを町民に替えて考えていただければと思います。

「全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」そして、みなかみ町は「すべての生活部面において社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」実際にそうではないのでしょうか。

この点について、町の姿勢を問いただしたく、共通点のある3つの質問を中心に取り上げた次第です。

まず、1つは、町税等の多額な滞納は、今述べた貧困と格差の広がりの中で町民の生活が失業や病気、離婚などで家族が崩壊し、また先ほども出ましたけれども、パート、臨時職員などの非正規雇用の身分の不安定な低収入のために、町内に多重債務者が発生しているのではないのでしょうか。町はその町税滞納者の実情をどのように把握しているのか、まずお聞きしたいと思います。

多重債務者問題については、国会でも再三取り上げられております。

サラ金、まち金と言われる悪質業者が利息制限法や貸金業の規制法の網を潜って、いわゆる「灰色金利」グレーゾーンと言われますが、これで莫大な儲けを上げていたわけで、昨年10月に法律の改正で、灰色金利が撤廃されたのはご承知だと思います。

そこで町内多重債務者への何らかの具体的な救済策が必要と思いますが、町としてはどうに考えているのかお聞きしたいと思います。

2つ目は、国保料滞納による国民健康保険証の取り上げの問題です。

農業・自営業者・無職の人などが加入する国保の国保料(税)が高すぎて払えない家庭が全国的にも増えており、社会問題となっております。

町内の滞納世帯への町が行う今の制裁のあり方、つまり保険証を取り上げ、分割納付する誓約書を書かせて支払ったら1ヶ月ごとの短期の保険証を発行する、また1ヶ月経ってお金を持っていけば、また新しい保険証を発行するというペナルティを加えるやり方を改める考え方はないのか、まずお尋ねしたいと思います。

同時に、この国保料滞納によって国保証を取り上げられて、病院に行きたくてもお金がないので受診も出来ない、そのために我慢をして重症になってしまい死亡するケースも全国にはいくつも発生しております。

常日頃、「町民の生命と財産を守る」と言われた町ですけれども、国保証の取り上げだけはぜひ止めていただき、町民が命を落とすことを防いで欲しいと思いますけれども、町長はこの問題についてどのようにお考えなのでしょうか。

3つは、給食費未納と救済の手続きとしての就学援助についてであります。

これも先ほど触れました格差と貧困の広がりの中で発生している全国的規模の問題であります。

去る2月、県教育委員会は、悪質な未納者に強制徴収を行うよう全市町村に指示いたしました。4月1日付けでは、このことについて、町教育委員会でも初めての告示が公布されました。

学校教育法25条では「経済的理由で就学困難と認められる学齢児童の保護者に対して市町村は必要な援助を与えなければならない」とはつきり書かれております。小中学校と

も同じです。

この上に立って、以前から国が定めた「就学援助制度」があります。給食費が支払えない家庭は学校長に申し出て、そして教育委員会で審査をした上で許可をするという方式でしたが、今回かなり厳重にかつ申請も厳しい態度で臨むと聞いておりますが、保護者にしてみると、かなり不安があります。未納者へも厳しい取り立てをするのかどうか、その点も教育長のお考えを伺いたいと思います。

また、経済的理由で給食費が支払えない児童、生徒の家庭に国の法律に基づく親切的な町独自の経済的援助がもっと必要と思いますが教育長はどのようにお考えなのでしょう。

4つ目、最後に、これは財政問題と観光振興にもかかわることでありますが、各種団体への補助金カットの見直しについてであります。

町の財政難を理由として、基幹産業である観光事業を始めとする各種団体への補助金、委託金のカットは2006年度予算で95団体1億8千万円、2007年度予算は99団体3,330万円で2年連続、総額2億1,330万円となりました。

補助金ゼロで、町と絶縁されてしまった団体も多い有様です。

4月から5月にかけて町内各団体の定期総会や会議の場でも補助金カットに対して多くの怒りの声が聞かれました。加えて自助自立で地域の諸事業や活動に従事する各団体の構成員に対しては今までにない経済的負担も増えてきているのも現実であります。

補助金カットに対する町民の批判の声に真摯に耳を傾け、この補助金カットを見直すべきと私は思いますが、町長としての意見をお聞きしたいと思います。

以上でまず最初の質問を終わります。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 私の方からは、3点について、お答えいたします。

まず最初に、町税滞納と多重債務者についてであります。

まず、1点目の町内の貧困と格差の広がりの中で、町税・公共料金の多額な滞納の発生をどう思うかについてであります。国会でも議論されているように、所得格差であれば、所得に限定しているので、所得税・住民税等の申告データから分析できると思います。

貧困については、単に所得だけでは捉えられないものがあり、世帯調査等を個別に行えば、貧困の原因等を導き出せると思いますが、個人情報等の関係もあり調査することは非常に難しいと思います。

町税や公共料金の滞納者が必ずしも貧困により発生しているものではなく、資力が有りながら払わない悪質な人達も多くいることも確かであります。

滞納整理室が設置され1年が経過しましたが、その間、個別訪問、文書や電話による催告、日曜・夜間訪問、呼出書による納税相談等を重ねて来た結果、資力のある人、ない人等、ある程度の実態が見えて来ましたので、今後は資力がありながら納税しない悪質な人達に対しては、当然ながら財産調査をし、差押え・公売等の強制処分をし、負担の公平を保っていくつもりであります。

また、土地や家屋といった不動産や預金等もなく、年金さえない人達もいることも確かであり、こういった弱者の人達には、滞納処分の停止等、納税の緩和措置を最大限適用していかなければならないと考えております。

次に、みなかみ町に多重債務者がどの位いて、どの様な状況で発生したか、また、滞納者の中にどの位の割合でいるかについて、町として知る術がなく、お答えできませんが、

多重債務はやはり自己責任ではないかと考えております。

現在、多重債務状態に陥っている人達は、200万人に上ると言われておりますが、事情を聴いて、債務整理など解決のアドバイスを行えるカウンセリングの主体は、現状では弁護士会・司法書士会等がありますが、カウンセリングの質・量がニーズに追いつかない状態にあると伺っております。

金融庁、総務省のアンケート調査では、全国の市町村でも消費者相談の専任者を置いている市町村は全体の28%であり、消費者問題の相談窓口を常設し、対応している市町村も49%であります。

住民から相談があった場合は、他の相談機関への紹介が全体の94%を占めており、現状では専門的知識の不足や財政上、人的な問題もあり、町として救済措置を執るのは非常に困難であります。

しかし、町行政は住民に最も近く、接触する機会も多く、このような相談があった場合には、関係各課と連携を取りながら、町の顧問弁護士、消費生活センター等に紹介して行きたいと考えております。

なお、社会福祉協議会に委託しまして、江村弁護士の法律相談を行っております。

原則毎月第2金曜日、午後1時30分～4時まで、以下の場所で法律相談を開設しております。月夜野会場は保健福祉センターにおいて、4月・7月・10月・1月に行い、水上会場では社会福祉協議会水上支所において、5月・8月・11月・2月に行っております。新治会場では社会福祉協議会新治支所で6月・9月・12月・3月に開設されております。

ぜひ、これら問題点を始めとして、法律関係の問題点等についてお聞きしたい方があればですね、ぜひこの会場にお越し願って法律相談を受けて頂けたらとこのように思っている次第でございます。

次に、国保被保険者証取り上げの中止についてであります。

国民健康保険は、国民健康保険法に基づき、被保険者の疾病・負傷・出産・死亡に関して、医療の給付または医療費の支給を行うものであります。

市町村が保険者となり、その運営費には保険税と、国県の交付金・負担金をもって充てられております。そうしたことから、保険税を納めていただきませんと、国保の制度が成り立ちませんし、必要なときに必要な給付が受けられなくなります。

去る6月6日の上毛新聞に、2005年度の群馬県内における市町村別国保税の状況が掲載されました。最高額は玉村町で、被保険者一人当たりの年間平均税額が91,536円で、最低は南牧村の44,390円であり、その差は2倍以上の開きがありました。

みなかみ町はどうかと申しますと、68,765円で、県内39市町村中、高い方から29番目、低い方から11番目で、県平均の82,536円を13,771円下回っております。したがって、他の自治体と比較しますと、むしろ低い方に位置づけられております。

国保税の賦課は、課税資料に基づいて適正に行っております。国保税の確保は国保運営の基本であり、被保険者間の負担の公平を図るということは重要であり、保険税を払わなくて済むのなら誰も払いたくはありません。

制度の健全運営と公平性の観点から、特別な事情もなく一年以上滞納をしている世帯主には、被保険者証の返還を求め、被保険者資格証明書を交付しているところであります。

ただ、被保険者資格証明書になったからといって、病院に行けなくなる訳ではありません。

ん。医療機関の窓口で一旦は10割の負担をして頂きますが、後から特別療養費として、償還払いにより7割分をお返し、その時に納税の相談をさせて頂いております。

なお、災害等で財産に甚大な損失を被った場合は、減免措置もございます。

今後共、真面目に納税している方が損をすることがないように、滞納対策をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

最後に、団体への補助金カットの見直しについてであります。

補助金の交付は、住民活動の活性化や、本来行政が行うべき事業を補完する役割を果たす等、政策目標を達成するための有効な手段であります。

地方自治法第232条の2では、「地方公共団体は、その公益上、必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」とされております。

一方補助金の支出は、地方公共団体の財力に余裕がある場合に限り、その事業に対する助成や地方公共団体の公益を増進につながる場合とされております。

このようなことから、団体への補助金については、交付の必要性を認識しながらも、厳しい財政状況を乗り切るために、削減もやむを得ないと判断し、町民の皆さんにご協力をいただいているところであります。

今回の補助金の削減に当たっては、議会代表、行財政改革調査会委員及び特別職等で組織する「補助金検討委員会」において、その必要性、公益性、効果性、団体の適正について審査をお願いし、廃止も含めて抜本的な見直しを行ったところであります。

この結果、平成19年度予算における団体への補助金は、前年度対比で約3,300万円の減額をお願いしました。

今後の補助金の見直しは、国の財政危機を背景に三位一体改革や人口減少、少子高齢化の進展、さらには地方分権の進展の中で、みなかみ町の財政状況を勘案しながら、取り組むことが肝要と思っております。

改革に当たっては、先に策定した「集中改革プラン」に掲げている人件費、物件費、補助費の削減を行い、徹底した経常経費の削減を図ることにしております。したがって、各種団体への補助金も含め、今後もあらゆる経費の削減に取り組む決意であります。

しかしながら、地方分権が進むにつれて、ますます自主自立を目指す自治体運営が求められる時代となりました。このため町民が自ら行う「自助」、地域が互いに助け合う「互助」の精神は最大限に尊重されなければなりません。したがって、公益性が多岐であり、町民自らが「自助」「互助」の精神で取り組む活動には、たとえ財政が厳しくても公助の精神をもってしっかりサポートする責任があります。

幸いにも、平成18年度決算は町村合併等の効果が出て、実質収支が大幅に黒字になることが予測されます。これも町民皆さんの深いご理解とご協力の賜であり、心から感謝をしているところであります。お陰様で、改革一年次の結果は良い方向に出ましたが、まだ改革は始まったばかりであります。生まれた剰余金は、将来の備えとして蓄え、さらなる厳しい改革に挑戦する決意であります。

では、給食費未納等につきましては、教育長の方から答弁をお願いします。

議 長 (傳田創司君) 引き続きまして教育長より答弁をお願いします。

教育長登坂義衛君。

(教育長 登坂義衛君登壇)

教 育 長 (登坂義衛君) 穂苅議員の給食費未納と就学援助についての質問にお答えいたします。

最初に、県教育委員会の指示のお話がありましたけれども、その通りにはできないので

やっております。それから告示という言葉がありました、恐らくこれは就学援助について、方法を改めるという意味での告示ということだと思いますので、それについてお答えします。

最初に就学援助についてですけれども、昨年度まではずっと学級担任が家庭訪問や日常の教育活動を通して生活に窮している児童生徒について、校長に報告するほかに、保護者が役場の保健福祉課や民生委員に相談したり、給食センター所長が給食費の未納、滞納状況を見て校長に報告するなど、各方面、各手段によって集められた情報を基に、校長が、保護が必要と認められる家庭について、教育委員会に報告をしていました。

それを基に教育委員会は、当該児童生徒の居住する地域担当の民生委員に、その生活状況を調べて、調査書を作成していただき、校長は、その調査書に校長としての所見を書き添えて教育委員会に報告しています。

教育委員会は、校長から提出された調査書をもとに、民生委員の意見を参考にして慎重に審査して認定をしていました。

ただ、前述のように、保護者が直接保護を申し出る場合もありますが、保護を必要とする情報は第三者からの情報が多いことに加えて、調査書が小学校1年生から中学校3年生までの9年間継続して用いられているように、長期間使用することもあって、保護者の保護に関する認識が薄くなったり、ややもすると事務手続きがお座りになったりする傾向が見受けられるようになってきました。

そこで、保護を認定する立場にある教育委員会はこの実情を勘案して、準用保護認定が、より公平・公正に行われるべく慎重に協議して、本年度から保護を必要とする保護者自身が、所得証明書等の必要書類を添えて、教育委員会に申請をするように方式を改めました。

この方式で運行してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、給食費の未納問題ですけれども、保護に関しての給食費については、就学援助費というのは8月、12月、2月の3回、年間支給されます。原則として支給は振り込みになっておりますが、給食費未納の家庭については現金を支給して、これは月夜野地区は教育委員会が事務局、水上地区・新治地区は支所ですけれども、現金で支給をして、その場で支給されたものから事情をお話をして、給食費を納めてもらうように努めております。

そういうことをお願いをして納めるようにしております。

最後の質問で、困っている家庭にどういう財政的援助をするかと言うことですが、これは財政問題もありますので、教育委員会は、就学援助、いわゆる準用保護という家庭の援助のみであります。あとは財政問題になりますのでお答えできません。以上です。

議 長（傳田創司君） 8番穂苺清一君。

8 番（穂苺清一君） ご答弁頂きました町長、教育長からの答弁に対して、若干再質問させていただきます。最初の1・2・3番については、共通性もあって再質問の中でも関わっておりますのでご承知おき願ひしたいと思います。

最初にも述べましたように、多重債務や国保証の取り上げや給食費未納の問題については滞納整理と深い関わりを持ってありますし、先ほども少し出しましたが、個人の町民税滞納者の実情というものをなかなかしっかりつかんでいないように感じられたわけです。

そういう点では今後もっと親切に家庭状況については把握すべきではないかと思っております。

確かに個人情報云々ということも出しましたが、滞納整理する上については、個人情報の何もなく、不動産関係から預金から調べられるわけですね。ただそういうふうに

なってしまうている多重債務者もいるわけですし、皆それぞれ兼ね合いのある人物、絡んでいる家庭だというふうに私は思うんです。

多重債務者でなくて国保証が取り上げられている家庭もあるでしょうし、逆に給食費はちゃんと納めているけれども多重債務者になっているというケースもあると思います。

そういう上に立っての状況、実情をやはりもっときちんと調べてみる必要があるのではないかと思います。

3つの問題に共通しているのは今教育長からもお話が出ましたけれども、第3者からの情報が多いということはですね、こういう問題を抱えていると、正直言います、当事者は堅く口を閉じております。

なかなか自分で恥だとか、自分の責任だとかということで簡単にサラ金に手を出しちゃったからとか、保険料を払ってないんだとか、保険証がないとかということと言わないと思うのですね。そういう目で見られている、例えば食い逃げというふうに思われたり、保険証は払った人にしかやらないのだとかね、サラ金に手を出したのが悪いのだとかというプレッシャーを当人自身がそれぞれ感じているのではないかと思います。今前段で言ったような調査については、やはり本当に親身になってやる必要があるのではないかと思います。

私がこういう厳しい滞納整理の中で取り立てもあったりして、町民が多重債務者になっているケースが、なかなかつかめないようでしょうけれども、消費者金融の関係の消費者問題についての相談窓口も他の町村ではあるけれども、みなかみ町には無いわけですから、単なる一般的な法律相談ですから、そういうところになかなか足を運ぶというのはちょっと困難と言いますかね、非常に壁もあったり、あるいは行きづらかったり、行った経験もある人のいろんな話も伝わってくるから、「あそこに行ってもなかなか解決は出来ない」と、そのままでって簡単にあしらわれてしまうというような悪い話も伝わってきますので、そういうこともあって、なかなか既存の相談に、1ヶ月に1回とかという法律相談を利用するのは町民としてはなかなかしにくいのではないかなと私も感じます。

そういう点で多重債務者問題について、提案なのですが、町に多重債務者のための専門窓口を設置して救済対策に本腰を入れていってはどうかということです。多重債務者問題からいろいろな問題が見えてくるはずですよ。

すでに国の方から市町村に対して、消費者金融とか云々ではなくて、多重債務者問題についての相談窓口を設けなさいよということが出ているはずですよ。

ですから、それに基づいて相談窓口の設置をする意思があるのかないのかお答え願います。

国保証の取り上げの関係で、私を取り扱ったケースであるのですが、私は正直言います、生活相談や法律相談を弁護士と一緒に月2回実施しているわけですが、そういう中でも国保証の取り上げで、私が出会ったケースで非常に深刻な事例がありました。命を失いかけたみなかみ町民の例の中から、私は冒頭で出している国保証の取り上げだけは、ぜひ中止してもらえないか、それを要求したいと思うのです。

この例を若干出しますと、病気のために働くことが出来なくなって、もちろん年金もありませんでした。家の中でほとんど暮らさざるを得ないような人が、国保料も滞納し、給食はありませんけれども、保険証は取り上げられて、追納できずに親族からの僅かな支援で食べて生きている状態だったのです。

当然、病状が悪化して、ついに自宅で倒れてしまいました。幸い親族が家に入って気付

いて、救急車を呼んで病院に入院、手術をして一命を取り留めたケースです。もう少し遅れていれば、助けられなかったと医者が言っております。

もちろん資格証明書も持っていませんでした、残念ながら。ということは資格証明書も発行されていない方が、いわゆる短期の保険証も発行されていない方がいらっしゃるのかなというふうに感じたのですが、そういうことはないと思うので、そこら辺をちょっとあとで知りたいと思うのですけれども、そういう資格証明書なんかもらっても使えないから、いわゆる使わないと言うことは、お金無ければ医者にかかれないわけですから、だからしまいこんじゃってなくしてしまうと言うケースもあるかもしれませんが、たまたまそのケースは資格証明書も何も持ってありませんでした。

自分の身分を証明するものを別の方法で証明しなければならなかったというわけです。

ですから、こういうケースは日本共産党の国会議員団でも全国全病院を対象にして保険証の取り上げによる、どのような被害を受けているかという被害実態調査をしております。

そして過去3年間で受診を出遅れで重症化してしまったケース、これを数字で出していますけれども、1,027件も判明しております。

別の団体で全国の民医連が、過去2年間の調査では、こういうケースの中から25人が死亡しているということが分かりました。

そういう点でお聞きしたいのは、国保証取り上げについてはやはり基準が当然あると思います。私も知っております。ただ基準の中で、対象外という事例があるはずですよ。

そういう事例でも、そういうのは無視してしまって、取り上げているのかどうか、あるいはそういう対象外の実例とは、どういう事例なのか、そういうのが分かったら明らかにしたいと思っております。

重い病気で通院している人の保険証というのは滞納していれば取り上げられてしまった場合に、その後通院することは出来なくなってしまいますし、それによって、その世帯はどんな変化が起き、どんな悪い影響を受けてしまっているかというのをですね、そういうことも先ほどの調査の中にやはり一つ項目として入れておく必要があるのではないかと考えます。いろいろと言って、申し訳なかったのですけれども、合わせてご回答願えればと思います。

議 長 (傳田創司君) 税務課長林文博君。

(税務課長 林 文博君登壇)

税務課長 (林 文博君) ちょっと難しく聞き取れなかった部分もあるのですが、税の課税自体は貧困や格差ということで課税しているわけではありません。

その年に申告して頂いた所得や持っている資産などを地方税法の下に課税しているわけでありまして、特に貧困格差で課税しているわけではありませんので、問題はないと思います。

それから、滞納整理室が一年経過したわけですが、一人当たり200数十名の滞納者を持って、町内を分割して一人が同じ地域に集まらないように、あちこち分散して滞納整理に当たっているわけです。

その部分で一年経過して、先ほど答弁にもありましたとおり、資力のある人、ない人、この部分がある程度はつきりしてきましたので、18年度にはあまりできなかったのですが19年度については収入が無いとか土地が無いとか、また年金が無いとか、そういう部分で弱者の方については、これ以上徴収することは出来ませんので、滞納処分の執行を停止して、不能欠損にしていくと、また新たに19年度で課税されます、20年度で課税さ

れますという部分が出てくるのですが、その部分についても、その都度調査をしまして資力が回復できないようであれば、執行停止を3年間掛けて不能欠損していくというような方針で進んでおります。以上でございます。

議長（傳田創司君） 保健福祉課長阿部一司君。

（保健福祉課長 阿部一司君登壇）

保健福祉課長（阿部一司君） 資格証明書が発行されるのは、ルールがあるのだろうというお話でしたが、滞納者対策実施規定というのがありまして、これにより資格証明書の発行をするということになっております。

減免の規定については、減免規則というのがあります。これは減免についての必要事項が定められており、この中に減免の基準というのがあり、まず1点目、答弁にもありましたが、災害等により著しい損害を受けた場合、これが減免割合10割以内でございます。

また世帯主の死亡・病気により所得が見込まれない場合が7割以内、細かく言いますと10～3割以内までと決まっております。その他に全部減免という場合は貧困により生活のため公私の扶助を受けている場合であります。これは全部減免、状況によりまして一部という状況もありますが、6項目にわたりまして減免の規定が決まっております。

以上です。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町長（鈴木和雄君） それから先ほど法律相談のことについてご質問がありました。

実際、法律相談を設けているけれども、相談に行く人はあまりいないという話ですが、そういうことはないと思うのですがね。

江村弁護士による法律相談については、新治村の時代から行ってございまして、確か昭和50年代から行ってございまして、この度3町村が合併したことにより、新治地区のみならず町内全域において相談にのって頂けるということになりまして、先ほど申し上げましたような日程で現在行っていただいております。

ちょっとここに数字はありませんけれども、大変多くの皆さん方の相談を受けていると思います。これからも法律相談にいろいろと期待をいたしているところであります。

多重債務者等についての専門の窓口を町として設置するかについてのご質問ですけれども、町は住民に最も近いわけでありますから、いろいろな情報が入ってきます。

またお願いのことも情報として入ってくるわけです。

しかし、そこに専門的な立場の人間を、言うなれば法律関係に詳しい職員がいれば、良いですけども、なかなかそういう体制は取れないというふうに思います。

したがって、先ほど申し上げました弁護士や弁護士会、司法書士会等に上手くつないで、そして問題解決に当たるのが町としての一番適切な取り組みではないかと思っております。

件数的にも今ここに何件くらいあるのかという把握はしておりませんが、私自身も町長に就任しましてから、この法律相談につないだというケースが5～6件ありますし、それによって解決できたことも多々あるようでありますから、これからは引き続き、これらの問題点等について、今行っている取り組みを継続をしていきたいと思っております。

特別に窓口を設けるということは今のところ考えておりません。

議長（傳田創司君） 8番穂苺清一君に申し上げます。

発言時間はすでに40分を経過いたしましたので、会議規則56条の規定により何かご質問があればもう1点だけ質問を認めたいと思っておりますがいかがですか。

8 番穂苺清一君。

8 番 (穂苺清一君) ご配慮頂いて有り難うございます。

先ほども町長のご答弁の中で、多重債務者に対する考え方と言いますか、自己責任という言葉が出てきてしまいましたので、私は多重債務者は自己責任という形では締めくくりできないのではないかと考えております。

一つの例ですが、私が別件で生活相談を受けていた長男の人がおりまして、ある日突然自殺をしてしまいました、みなかみ町です。家族は泣いて、私の行政書士の事務所、沼田へ飛び込んできました。やはりいろいろと聞いて調べた所、多重債務者でした。家族にも分からない苦しみを抱えていたわけです。

これらを本人の責任と片付けてしまうのかどうか、それをするのだったら、本当に私はやりきれないそういう気持ちでおります。

先ほども触れましたように憲法25条で保障している生きる権利を奪われかねないような、そういう人たちが今たくさんいるのではないかと、私はみなかみ町でもホームレスの人たち、ここに訪れてきたのかなという人を3人ほど最近見かけております。

異常な支度と荷物を持っているので、これはすぐ分かります。

そういう人たちのことも考えると、町内にも本当ににっちもさっちもいなくなって、困っている人がいるのではないかと、いろいろと数字的問題や国の施策の結果とか、補助金や交付金等が福祉関係削られていることについては触れませんが、そういう国の施策はどんどん弱者をいじめていくような、そういうものが貧困と格差をどんどん膨らましている原因ではないかと私も思いますし、だからと言って国の施策だから仕方ないというのではなくて、町民の命と財産を守るのは町がやるべきなのであって、そういう点でいろいろな障害や条件はあるかもしれませんが、けれどもそういう方向で頑張ってもらいたいと、そうでないと棄民政策と言うことが言われますけれども、棄民町政になりかねないですから、その辺だけは気をつけて頂きたいと思いますし、ぜひそういう方向でやってもらいたいので、最後に町長にその辺の所をお聞きいたします。

よろしくをお願いします。

議 長 (傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長 (鈴木和雄君) 多重債務者は、自己責任と私申し上げましたが、では多重債務者は何なのでしょうか、誰の責任なのでしょう。

それと今、穂苺議員にいろいろと相談を受けた方が自殺をされたというお話をされました。それは大変に傷ましいことだと思うのですが、やはり議員がそういう多重債務の相談や情報を受けますよね、当然、穂苺議員は、議員なりに弁護士やいろいろな所に、情報を流して、解決できるようにご苦労いただいていると思うのですよ。

だから、合わせまして、そういう情報をやはり町にも提供して頂ければどうだったのでしょうか。

そして、穂苺議員も公職者でありますし、我々も行政に携わる者でありますから、お互いに一つの議論をする中で場合によっては解決できる問題だと思っていますけれども。

そういう努力をお互いにやるのがやはりこれから大事になるのではないのでしょうか。

憲法25条については先程言われたとおり、国もそれなりのことはちゃんと保障しているわけですから、どうしてもその問題で解決できなかった場合には、違った憲法に基づいた施策もあるわけですよね。だからそういうことをしながら、やはり国民を町民を守っていくのが我々だと思うのですがどうでしょうか。

議 長（傳田創司君） これにて、8番穂苅清一君の質問を終わります。

議 長（傳田創司君） 以上をもちまして、本日分の一般質問を終わります。

休会の件

議 長（傳田創司君） お諮りいたします。

明6月15日から、6月20日までの6日間は議案調査のため、休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、明6月15日から20日までの6日間は休会とすることに決定いたしました。

散 会

議 長（傳田創司君） 6月21日は、午前9時より会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。大変にご苦労さまでした。

（ 12時08分 散会 ）